

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555（直通）  
TEL：026-238-1580（苦情専用）  
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

# 信濃の介護保険

## 1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

| 開催日          | 時間            | 開催方法                |
|--------------|---------------|---------------------|
| 令和5年5月31日（水） | 午後1時30分～4時30分 | Web会議システム（Webex）による |

※令和5年6月の開催はありません。

## 2 通知文書の再発行について

本会より郵送または伝送済みの文書の再発行が必要な場合の本会への依頼方法については、以前にお知らせしましたとおり、令和5年4月受付分から変更となっております。

紙帳票での再発行希望の場合、返信用封筒に郵送料の実費（切手）の貼付が必要ですが、このことについて本会ホームページの再発行依頼に係る「注意事項」をご参照いただき不足の無いようお願いいたします。

また、電子請求用ID・パスワードの再発行については、本会から簡易書留で郵送しますので郵送料の不足にご留意ください。

なお、郵送料の不足の場合は受取人負担となりますが、簡易書留の場合は不足分があると郵送自体できかねますので、再度、本会へ返信用封筒の送付が必要となります。あらかじめご了承ください。

## 3 電子請求受付システムでの通知文書の取得期間について

標記について、事業所が通知文書（介護給付費等支払決定額通知書等）を取得できる期間は文書の状況により異なります。取得可能な期間を過ぎた通知文書は、パソコンへの取込不可となりますので、取得可能期間内に保存等の対応をお願いいたします。文書の状況による電子請求受付システムでの取得期間は以下のとおりです。

◆通知文書◆（「介護給付費等支払決定額通知書」「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」等）

| 通知文書の状況     | 通知文書の取得可能期間                        |
|-------------|------------------------------------|
| [完了]        | 事業所がすべての通知文書を取得して、[完了]となった日から90日以内 |
| 上記以外（未取得など） | 制限なし                               |

◆連絡文書◆（「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」等）

| 連絡文書の状況 | 連絡文書の取得可能期間                       |
|---------|-----------------------------------|
| [既読]    | [既読]状態となった日から90日以内、又は登録日から1年6か月まで |
| [未読]    | 登録日から1年6か月まで                      |

※文書の状況は、電子請求受付システムから直接取得、又は各事業所でお使いの請求ソフト等で取得すると[完了]や[既読]に変わります。

4 請求明細書と給付管理票の主な返戻事由と対応について

本会では、審査月の翌月初旬に「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の通知を送付しておりますが、その中でも問合せが多い事例について掲載しますので、参考にしてください。

なお、本会ホームページに一覧表等の見方、対応方法等を掲載しておりますので、お問い合わせ前にご確認ください。

【共通項目】

| エラーコード<br>(備考欄) | 内容                  | 返戻事由                             | 対応方法  |
|-----------------|---------------------|----------------------------------|---|
| 12PA            | 市町村の認定変更が未決定        | 受給者台帳の要介護認定等について、「変更（更新）申請中」である。 | 該当保険者に連絡する。変更（更新）申請が確定し、受給者台帳に登録したことを確認のうえ、再請求。（要介護度等が変更された場合は正しい要介護度等で作成。） |
| 12PO            | 市町村の認定情報が未登録（受給者情報） | 受給者台帳に当該保険者番号・受給者番号が存在しない。       | 受給者証を確認し、請求が正しい場合は該当保険者に連絡する。誤った番号で請求していた場合は正しい番号で再請求。                      |

【介護給付費明細書】

| エラーコード<br>(備考欄) | 内容                              | 返戻事由  | 対応方法  |
|-----------------|---------------------------------|---|---|
| AEFO            | 市町村認定の利用可能日数超過                  | 当該月に利用できる日数より、サービス実日数が多い。   | 利用者の認定日や喪失日を該当保険者へ確認し、正しい内容で再請求。  |
| AEFA            | 集計値がサービス実日数超過                   | 明細情報の日数回数が、サービス実日数を超過している。  | 明細情報の日数回数と、サービス実日数を確認し、請求が誤っていた場合は正しい内容で再請求。  |
| ANN4<br>(ANO4)  | 過去に同じ請求明細書を提出済<br>(ANO4 は総合事業費) | 前月以前に介護給付費（総合事業費）を請求し支払が完了されている請求明細書が提出された。   | 誤って請求したものでないかを確認する（利用者の保険者番号・被保険者番号の誤入力も含め）。一度請求した請求明細書の間違いに気づき訂正するために再請求を行いたい場合は、保険者に取下げ（過誤）の依頼をし、取下げが完了してから再請求を行う。                              |
| 返戻              | 査定でエラーのあるもの                     | 支援事業所から提出された給付管理票と内容が不一致で、査定（減額）の対象であるが、処遇改善加算等の限度額管理対象外サービスを含んでいるためシステム上査定できず返戻となったもの。 | 支援事業所に連絡し、請求内容と給付管理票の記載内容（事業所番号・計画単位数）に相違が無いかを確認する。請求内容に誤りがなければ、支援事業所に給付管理票の修正を依頼する。請求明細書は返戻となっているため再請求が必要。                                       |
| 保留<br>or 返戻     | 支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要   | 給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても給付管理票が返戻されている。  | 支援事業所へ連絡をし、給付管理票を国保連合会へ提出するよう依頼する。<br>保留：給付管理票が正しく提出された審査年月で再審査が行われ、正当であれば支払が行われるため再請求は不要。<br>返戻：保留期間（2 か月）内に給付管理票が正しく提出されなかったため返戻されているため、再請求が必要。 |
| 返戻              | サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要         | 当月審査に突合せさせる給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても給付管理票が返戻となっている。                                | 「返戻保留一覧表」で給付管理票の返戻の有無を確認して、給付管理票のエラーを解消したうえで再提出を行うとともに、サービス計画費の再請求を行う。  |

令和5年5月審査分の支払日は6月29日（木）、令和5年6月審査分の締め切りは6月10日（土）です。  
 なお、10日（土）は長野県自治会館1階で8：30～16：30まで受付を行います。  
 5月審査分の返戻通知等の送信日は6月1日（木）夕方、発送日は6月2日（金）を予定しております。